

機器の種類・使用状況ごとの申請可否整理表_20250725_2

機器の種類	申請対象作業	使用状況			
		使用中（電路から外されていない、通電している）		使用を終えている（電路から外されている、通電していない）	
		申請可否	備考	申請可否	備考
変圧器	分析	○	<ul style="list-style-type: none"> ・分析（採油）後も継続使用が可能であるため ・分析結果（PCB汚染の有無）によらず申請可能 ・前提条件（分析後に廃棄すること等）なく申請可能 	○	
	収集・運搬 漏えい防止措置	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に収集・運搬及び漏えい防止措置に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	・低濃度PCB汚染ありが確認されていることが前提
	処分	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に処分に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	
コンデンサー	分析	×	<ul style="list-style-type: none"> ・分析のために穴を開ける必要があるため、分析実施後の継続使用が不可能であるため 	○	
コンデンサー	収集・運搬 漏えい防止措置	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に収集・運搬及び漏えい防止措置に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	・低濃度PCB汚染ありが確認されていることが前提
	処分	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に処分に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	
その他の電気機器	分析	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析（採油）後も継続使用が可能である電気機器については申請可能 	○	
	収集・運搬 漏えい防止措置	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に収集・運搬及び漏えい防止措置に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	・低濃度PCB汚染ありが確認されていることが前提
	処分	△	<ul style="list-style-type: none"> ・分析済み（低濃度PCB含有を確認済み）であり、かつ、申請書類一式提出日の「45日以上90日以内」に処分に関する委託契約が締結可能で、ただちに処分される予定が確立されている場合は申請可能 ・交換工事計画に関する書面の提出が必要 	○	